

鹿 児 島 県 公 報

平成26年12月24日（水）第3071号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 都市計画道路事業の認可（2件）（都市計画課取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（3件）
 - （鹿児島地域振興局取扱い） 4
 - （南薩地域振興局取扱い） 5
 - （始良・伊佐地域振興局取扱い） 5

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 5
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 6

県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第1171号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字小森1712番3，1712番5，1712番6，1712番14，1712番17，1712番19
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1172号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

垂水市浜平字高尾ノ下2190番イ，本城字高尾2726番5，2726番6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アーチ株式会社	薩摩川内市平佐町3493番地	アーチ株式会社	薩摩川内市平佐町3493番地	橋口裕一郎	平成26年10月22日	福祉用具貸与
信愛訪問介護ステーション	始良市脇元956番地1	株式会社高岡医療サービス	宮崎市高岡町飯田2089番地2	辰元 圭子	平成26年11月30日	訪問介護

鹿児島県告示第1174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス13番	熊毛郡中種子町牧川333番地	株式会社きずな	熊毛郡中種子町納官5401番地1	橋口まり子	平成26年11月1日	通所介護
ヘルパースター	薩摩川内市五代	株式会社大心優	薩摩川内市永利	宮内 偉人	平成26年	訪問介護

ジョンよろこび	町3032番地1		町4134番地148		12月1日	
信愛訪問介護ステーション	始良市脇元956番地1	株式会社鹿児島信愛	始良市脇元956番地1	宮内 俊明	平成26年12月1日	訪問介護

鹿児島県告示第1175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所K	薩摩川内市田崎町283	医療法人社団真澄会	薩摩川内市田崎町283	岩川 俊二	平成26年12月10日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
信愛訪問介護ステーション	始良市脇元956番地1	株式会社高岡医療サービス	宮崎市高岡町飯田2089番地2	辰元 圭子	平成26年11月30日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第1177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス13番	熊毛郡中種子町牧川333番地	株式会社きずな	熊毛郡中種子町納官5401番地1	橋口まり子	平成26年11月1日	介護予防通所介護
ヘルパーステーションよろこび	薩摩川内市五代町3032番地1	株式会社大心優	薩摩川内市永利町4134番地148	宮内 偉人	平成26年12月1日	介護予防訪問介護
信愛訪問介護ステーション	始良市脇元956番地1	株式会社鹿児島信愛	始良市脇元956番地1	宮内 俊明	平成26年12月1日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第1178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ほーらしゃ薬局	大島郡和泊町手々知名775番地1	平成26年11月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第1179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
始良市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・3号森山線
- 3 事業施行期間
平成26年12月24日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
始良市大字西餅田字上クミ迫，字上今別府，字下松原，字中松原及び字上亀泉院地内
 - (2) 使用の部分
なし

鹿児島県告示第1180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
始良市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・12号松原線
- 3 事業施行期間
平成26年12月24日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
始良市大字西餅田字上松原，字中松原及び字下松原地内
 - (2) 使用の部分
なし

鹿児島地域振興局告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年12月24日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アシストかごしま	鹿児島市桜ヶ丘六丁目17番17号	一般社団法人ライフサポートかごしま	鹿児島市坂之上四丁目12番15号（ブライトヒル102号）	鶴留 博一	平成26年11月1日	児童発達支援・放課後等サービス

南薩地域振興局告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年12月24日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふたば	南九州市知覧町 西元字木佐貫原 14602番地1	社会福祉法人あ すなる福祉会	南九州市穎娃町 上別府字西場 6543番	山本 森満	平成26年 11月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

始良・伊佐地域振興局告示第33号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年12月24日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童通所支援事業所あいらん	始良市宮島町27 番地2	特定非営利活動 法人まぐねっと 25	鹿児島市紫原四 丁目4番2号	溝内 義剛	平成26年 11月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年12月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年12月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
きりしま国分山形屋
霧島市国分中央三丁目7番17号
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前 10,800平方メートル
イ 変更後 10,080平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
ア 変更前 第1駐車場 敷地北西方向 150台

イ 変更後 第1駐車場 敷地北西方向 50台

- 3 変更年月日
平成27年8月10日
- 4 届出年月日
平成26年12月10日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南さつま市加世田川畑字新吉原103番1，104番，107番，108番，502番，504番，506番，507番，508番，511番，513番1，518番1，519番，521番1，523番，526番，528番，531番，532番，533番，559番，587番，602番，608番，609番，614番，621番，624番，630番，639番，641番，649番，650番，652番，653番1，657番1，660番，661番，664番，666番，667番，668番，670番，674番，681番，682番1，682番2，683番，684番，699番1，700番，700番1，702番5，777番，778番，103番1地先里道の一部，502番地先水路の一部，513番1地先水路の一部，559番地先水路の一部，602番地先水路の一部，624番地先水路，653番1地先水路の一部及び667番地先水路の一部
- 2 公共施設の種類の種類，位置及び区域
道路 南さつま市加世田川畑字新吉原103番1の一部，104番の一部，107番の一部，108番の一部，502番の一部，504番の一部，506番の一部，508番の一部，532番の一部，533番の一部，587番の一部，602番の一部，608番の一部，621番の一部，778番の一部，103番1地先里道の一部，502番地先水路の一部，559番地先水路の一部及び602番地先水路の一部
水路 南さつま市加世田川畑字新吉原533番の一部，587番の一部，602番の一部，608番の一部，621番の一部，778番の一部，103番1地先里道の一部，502番地先水路の一部，559番地先水路の一部及び602番地先水路の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
福岡県春日市千歳町一丁目34番2
ライフパートナーズ・21株式会社
代表取締役 松永健

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第134号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められた。

平成26年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 麻雀姫伝MM	株式会社サンセイアールアンドディ	4P1014
ぱちんこ遊技機	C R A 龍が如く見参！天照祇園編 S W A	タイヨーエレクトリック株式会社	4P1041
ぱちんこ遊技機	C R 弾球黙示録カイジ3 W X A	株式会社高尾	4P1053
ぱちんこ遊技機	C R T . M . R e v o l u t i o	株式会社大一商会	4P1061

	n A Z - T		
ぱちんこ遊技機	C R 哲也 2 B Z	株式会社大一商会	4P1065
ぱちんこ遊技機	C R A T . M . R e v o l u t i o n A C - T	株式会社大一商会	4P1073
回胴式遊技機	スーパービンゴネオM1	ベルコ株式会社	4S0673
回胴式遊技機	ゴーゴージャグラーKK	株式会社北電子	4S0942
回胴式遊技機	トラッド480R1-30	株式会社ヤマ	4S1055
回胴式遊技機	トラッド480R2	株式会社ヤマ	4S1081
回胴式遊技機	ドラゴンギャル双龍の闘いAB	株式会社SNKプレイ モア	4S1080

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月24日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第6号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表助産料の項中「155,000円」を「141,000円」に、「172,000円」を「158,000円」に、「176,000円」を「162,000円」に改め、同表長期入院料の項中「乗じた」を「乗じて得た」に改める。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。